

令和5年4月定例農業委員会議事録

日時：2023/4/25(火) 9:00

場所：市役所6階 601・602会議室

(欠席委員)伊藤健二委員、深谷明良委員、梶川京三委員、近藤浩尚委員、
近藤雅俊委員、加納勇委員、太田孝司委員

(事務局出席者)原田次長、森下副主幹、柘植主事

(傍聴人) 0名

議長 ただいまから4月の定例農業委員会議事を開催します。
本日は伊藤委員から、本日の会議を欠席する旨の届け出を受けており、
現在の出席農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は3名です。
議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。
2番、増岡和明委員、4番鈴木光広委員、よろしくお願ひします。
それでは議事に入ります。

議長 議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案について、事務局からの説明を求めます。

【議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案について】

事務局 《議案書に基づき説明》

議長 ただいま事務局から説明がありました、全体を通して御意見のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

議長 よろしいでしょうか。
それではご意見がないようですので、採決に移ります。
本件について案の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成により、議案第1号について、決定することといたします。

《採決結果：議案第1号 全員賛成1件》

議長 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明を求めます。

【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局 《議案書に基づき説明》

議長 ただいま事務局から説明がありました、番号1、新屋の件について、地元の原田一豊委員からご意見をお願いいたします。

原田委員 内容については先ほど事務局から説明がありました通りであり、4月20日に現地確認を行ったところ引き続き農業を行われるものと思われるので何ら問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま地元委員から説明がありました、ご意見等のある委員の方は挙手の上発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。
それではご意見がないようですので、採決に移ります。
番号1について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員賛成)

議長 全員賛成により、番号1について、許可することといたします。

議長 続きます、番号2、福田の件について、地元の酒井峰男委員からご意見をお願いいたします。

酒井委員 この案件は子、孫への生前贈与であり、現状耕作がされているので特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員の方は挙手の上発言をお願いいたします。

鈴木委員 受人の子・孫は全員農業後継者ということでよろしいでしょうか。

事務局 全員同一の農業世帯に入っており、十分な耕作日数で営農していただいております。

議長 ほかにご意見よろしいでしょうか。

それではご意見がないようですので、採決に移ります。

番号2について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成により、番号2について、許可することといたします。

議長 続きます、番号3、福田の件について、地元の酒井峰男委員からご意見をお願いいたします。

酒井委員 渡人は遠方に住んでおりこちらに帰ってきて耕作することは難しいと思われる。現場は家庭菜園程度ではありますが、耕作をされており、近隣耕作地を含め耕作が行われるものと思われるので特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員の方は挙手の上発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それではご意見がないようですので、採決に移ります。

番号3について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成により、番号3について、許可することといたします。

議長 続きます、番号4、筋生の件について、地元の近藤進委員からご意見をお願いいたします。

近藤(進)委員 申請地では柑橘と野菜を栽培されるということですが、受人は現在、申請地と同地区で果樹の栽培を行っているため特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員の方は挙手の上発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。
それではご意見がないようですので、採決に移ります。
番号4について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員賛成)

議長 全員賛成により、番号4について、許可することといたします。

《採決結果：議案第2号 全員賛成4件》

議長 続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について事務局からの説明を求めます。

事務局 【議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見について】
議長 《議案書に基づき説明》

議長 ただいま事務局から説明のありました、番号1、三好下の件について、地元の野々山久照委員からご意見をお願いいたします。

野々山委員 2月に行政区の役員、地元土地改良区役員、愛知用水管理区長と打ち合わせを行っており、その際に本件について問題ないと確認しております。また、図面についてもその際に提出されたものと内容の変更はないため、特に問題ないと思います。

議長 ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見のある委員は、挙手の上発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ご意見がないようですので、番号1について採決をとります。

番号1について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議長 全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対して進達することとします。

《採決結果：議案第3号 全員賛成1件》

議長 続きまして、議案第4号、遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局からの説明を求めます。

事務局 【議案第4号 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について】

議長 《議案書に基づき説明》

議長 ただいま、事務局がから説明のあった番号1、三好下及び福田の件について、地元の野々山久照委員、酒井峰男委員の順にご意見をお願いします。

野々山委員 三好下の件については、資料のとおり現場は市街化区域内の既存集落内に位置し、過去に区画整理を行うという話がありましたがそれがなくなり、雑木林となってしまったという状況です。また、水源はなく、盲地で所有者も農家ではないため非農地とするのは問題ないと思います。

酒井委員 福田の件については、何十年と手が入っていない状況で雑木が茂って

おり中にも入れない状態です。農地への復元は不可能だと思われまので非農地判断はやむを得ないと思います。

議長 ただいま地元委員から説明がありました、ご意見等のある委員は、挙手の上発言をお願いします。

鈴木委員 非農地判定というものは転用の許可を要する市街化調整区域のみと思っておりますが、市街化区域でも適用になるということですか。

市街化区域というと市街化を進めていくところなので、わざわざ農地を山林として認めるより開発を進めたほうが良いように思われますが、事務局としての見解をお伺いしたい。

事務局 非農地判定は市街化区域、市街化調整区域区別なく行うこととなっております。市街化区域なので、おっしゃる通り宅地や駐車場への転用は許可が不要で届出のみで転用を行うことができます。しかしながらこのように放置されて山林化した状態にもかかわらず、農業委員会の中でこれは農地であると認識し、管理対象とするのは疑問があるため、こういった農地の復元が困難であるものについては所有者の意向も確認し、非農地判断をさせていただいております。

鈴木委員 非農地判断については特に問題ないと思うが、住宅環境に合わせた土地の管理をしてほしいというような行政指導をしていただきたいと思えます。

事務局 関係各課と調整し指導を行ってまいります。

埴(和)委員 明知下地区でもこういった山林化した場所がありますが、申請は可能でしょうか。

事務局 土地所有者からの申請による非農地判断も可能ですが、農振農用地については、対象外となります。また、現場確認の結果、周辺農地の状況等から非農地判断が難しいと判断させていただく場合もあります。

議長 ほかにご意見よろしいでしょうか。

ご意見がないようですので採決に移ります。

本農地について、非農地であるとし、その旨の通知書を発行することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成により、本件について通知書を発行することとします。

《採決結果：議案第4号 全員賛成8件》

議長 議案第5号、農地利用集積計画の決定について、事務局からの説明を求めます。

【議案第5号 農用地利用集積計画の決定について】

事務局 《議案書に基づき説明》

議長 ただいま、事務局から説明がありました、全体を通してご意見等のある委員は、挙手の上、発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

ご意見がないようですので、採決に移ります。本件について採決します。計画の決定に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議 長 全員賛成により決定することといたします。
《採決結果：議案第5号 全員賛成6件》

議 長 諮問第1号については、議事参与が制限されますので該当委員は退席
をお願いいたします。
(該当委員退席)

議 長 諮問第1号、農地利用集積等促進計画案に対する意見について、事務局
から説明を求めます。

事務局 【諮問第1号 農地利用集積等促進計画案に対する意見について】
議 長 《議案書に基づき説明》
ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通してご意見等のあ
る委員は、挙手の上発言をお願いいたします。
よろしいでしょうか。
それではご意見等がないようですので、採決に移ります。
諮問第7号について、市に対し、適当であると答申することに、賛成
の委員は挙手をお願いいたします。
(全員賛成)

議 長 全員賛成により、諮問第1号について、適当であるとして、市に対し
答申することといたします。
《採決結果：諮問第1号 全員賛成2件》

議 長 続いて、事務局から報告をお願いします。
事務局 《議案書に基づき説明》

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問等のある委員は挙手
のうえ発言をお願いいたします。

鈴木委員 最後の確認願について詳細の説明をお願いします。

事務局 農地法の中で道路や公共施設等は許可不要ですが、個人の所有物のま
までであると、地目変更登記が難しくなっています。そのため、この案件
については許可不要であると認めていますという意味で確認願を発行さ
せていただいております。尚、今回については市が賃借しているものにな
りますので、第5条案件として処理しております。

鈴木委員 許可不要というと、土地収用法に基づく河川や公園、学校等があると
思うが、広場も収用対象となりうるものだという判断でしょうか。

事務局 ご指摘のとおりで、実際に収用されていなくても、収用法の第3条の
各号に該当するものに関しては許可不要になり、今回の広場もこちらに
該当するので許可不要の判断をさせていただきました。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

ほかにないようですので、以上で予定していた議事等はすべて終了いた
しました。これをもちまして議長の職を終了させていただきます。引
き続き、農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局
にお願いをいたします。

事務局 続いて、農地利用最適化推進会議の方を始めさせていただきます。本
日、机の上に配付しました4月の農地利用最適化推進会議の資料に沿っ

て進めていきたいと思いを。

1 協議報告事項

- (1) みよし市農業施策に関する意見書に対する回答について
- (2) 令和5年度活動記録簿について
- (3) 令和4年度分活動実績報酬について

2 その他

- (1) みよし市農業委員会懇親会の開催について
- (2) 農業委員会事務局組織票について

事務局

それでは以上で本日の議題はすべて終了とさせていただきます。

次回の定例会の案内ですが、5月25日(木)、午前9時から場所は601、602会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上で終了させていただきます。

以上をもちまして、4月定例農業委員会及び農地利用最適化推進会議を終了したいと思います。

一同ご起立ください。一同礼。ありがとうございました。

(閉会午前9時50分)